

松江市伝統文化芸術振興計画 (案)

松江市

令和 3 年 (2021 年) 3 月

目 次

はじめに

第1章 基本方針	2
1. 計画策定の趣旨	2
2. 基本理念（七つの柱）	3
(1) 松江の文化力を支える七つの柱について	3
(2) 新たに生まれる文化芸術	5
3. めざすべき まちの姿	6
第2章 基本計画	7
1. 基本計画とは	7
2. 計画の期間	7
3. 計画の体系図	8
4. 取組方針	9
(1) 六つの取組の視点	9
(2) 柱ごとの取組方針	11
(3) 役割	32
5. 実施計画	33
6. 推進体制	33
資料編	35
(1) 松江の文化力を生かしたまちづくり条例（案）	35
(2) 条例の構成イメージ図	39
(3) 七つの柱の例示一覧	40
(4) 六つの取組の視点イメージ	42

はじめに

松江は明治 22 年(1889 年)4 月 1 日、国内の 30 都市とともに全国で初めて市制を施行し、その歩みを始めました。昭和 26 年(1951 年)3 月 1 日には、市民による住民投票を経て、松江国際文化観光都市建設法が公布され、奈良、京都に次ぐ 3 番目の「国際文化観光都市」となりました。この法律の第 1 条には「ラフカディオ・ハーン（小泉八雲）の文筆を通じて世界的に著名である」という一文があり、条文の中に外国人の名前が入った日本初の法律となったものです。

さて、明治、大正、昭和、平成、令和という時代の移り変わりとともに、経済性や利便性が優先される生活様式になっていったことで、市民の暮らしぶりも大きく変化してきました。近年はさらに本格的な人口減少社会に入り、地域住民が減少してきたため、地域の伝統文化や生活文化を守り伝えていくことがとても難しくなったと言われるようになりました。

振り返りますと、私も、平成 12 年(2000 年)6 月に市長に就任して以来、田和山遺跡の国史跡指定の実現、八雲国際演劇祭や松江開府 400 年祭の開催、松江歴史館の開館、佐陀神能のユネスコ無形文化遺産の登録、10 年にも及んだ市史編纂事業への取り組みと調査研究体制の拡充、2 度に渡るホーランエンヤの催行とホーランエンヤ記念館の開館、歴史まちづくり部の新設や歴史まちづくり計画の策定などに取り組んでまいりました。すなわち、このまちの暮らしの基盤を成している歴史や伝統文化芸術を保存、継承するための調査研究、体制の整備を行うとともに、松江城や菅田庵、佐太神社などの文化財の改修、保存などに一貫して取り組んできたとも言えます。

そして、調査研究の積み重ねの大きな成果として、平成 27 年(2015 年)には、松江城天守が国宝に再指定され、市民誰もがこの大きな喜びを分かち合ったことは記憶に新しいところです。

いよいよ、令和 3 年(2021 年)3 月には国際文化観光都市 70 周年を迎えます。この機に、市民の暮らしの根底にあり、市民の誇りとなりうる松江の文化力を再認識し、松江のまちを、未来を担う子どもたちはもとより、世代を超えて誰もが心豊かになれるまちにしていくための指針を示すため、条例を制定することとしました。

そのため、令和元年(2019 年)11 月、「松江市文化行政のあり方検討委員会」を設置し、松江の伝統文化芸術の保存、活用、継承のあり方などについて検討を重ねた結果、松江市民が誇るべき伝統文化芸術を松江の文化力を支える七つの柱と定め、めざすべきまちの姿と六つの取組の視点、役割としてまとめ、「松江の文化力を生かしたまちづくり条例」を制定しました。

本振興計画は、条例で定めた目的の実現に向けた実効性を確保するために策定するもので、誰もが力を合わせて松江の伝統文化芸術振興に取り組み、松江らしいまちづくりの羅針盤となることを期待するものです。

令和 3 年（2021 年）3 月

松 浦 正 敬

第1章 基本方針

1. 計画策定の趣旨

松江には、先人が残してくれた誇るべき伝統・文化・芸術が豊富に存在します。それらは、市民の暮らしの根底にあり、市民の誇りとなりうる力「松江の文化力」です。

しかし、時代の移り変わりとともに、経済性が優先されるようになったことで、市民の暮らしぶりも大きく変化しました。さらに人口減少社会に突入したことで、地域で伝統文化や生活文化を守り伝えていくことが極めて難しくなっています。

松江の伝統や文化芸術が知らず知らずのうちに失われてしまわないよう、市民が誇るべき「松江の文化力」を再認識し、未来を担う子どもたちはもとより、世代を超えて誰もが心豊かになれるまちにしていくため、「松江市文化行政のあり方検討委員会」を設置し、松江市の伝統文化芸術の保存、活用、継承などについて検討しました。市民アンケートによる意見のほか、文化活動関係者や松江市を代表する産業の従事者、市内外で活躍されている方、国際交流員へのヒアリング、パブリックコメントでの意見などを参考に、市民の暮らしの根底にあり市民の誇りとなりうる力を「松江の文化力」と定義し、その「松江の文化力」を支える柱(基本理念)を定めました。

本振興計画は、基本方針と基本計画で構成しており、基本方針では条例を分かりやすく説明するとともに、七つの柱の定義や選定理由、めざすべきまちの姿について記載しています。

また、基本計画では、計画期間や計画の体系図、六つの取組の視点、柱ごとの取組方針、市や文化に関わる者(市民や伝統文化芸術活動を行う者、事業者、松江の伝統文化芸術活動に関心がある者)の役割、推進体制について記載しています。

本振興計画は、条例で定めた目的「誰もが松江の伝統文化芸術を誇りに思い、心豊かになれるまち」の実現に向けて、誰もが力をあわせて取り組むための方針として策定するものです。

2. 基本理念(七つの柱)

(1) 松江の文化力を支える七つの柱について

「文化」とは人によってさまざまな解釈があり、すべてを詳細に定義づけすることは非常に困難です。条例第1条において、市民の暮らしの根底にあり市民の誇りとなりうる力を「松江の文化力」と定義し、その「松江の文化力」を支える柱として、七つの伝統文化芸術を定めました。

ここでは、七つの伝統文化芸術を選定した理由を示しますが、序列はなく平等で一つ一つが同等に大切なものであり、松江の文化力を支える柱です。

① 古代から近代までの豊富な文化財

松江には、古代出雲の中心「意宇^{おう}」の地の遺跡や田和山遺跡、多くの古墳群、『古事記』や『出雲国風土記』に記載される神話や地名が今なお残っています。橋や建物に「くにびき」の冠がつかなど市民の暮らしと神話は融合しており、神話と重層的な歴史が同時に息づいている稀有な場所です。国宝の神魂神社や松江城をはじめ、数多くの建造物やそこに伝わる神像や仏像、古文書も多く身近に存在しており、古いものを守り伝統を重んじる市民の誇りを生み出しています。

② 地域に根づく伝統文化

『古事記』を由来とする神事やホーランエンヤ、鑿行列、佐陀神能、亀尾神能、おおもつつあん、ガッチ祭、流鏑馬神事、亀太夫神事、例祭、奉納相撲など、五穀豊穡や家内安全、無病息災や健やかな子の成長などを願って行われる伝統行事や、大漁節、関乃五本松節、島芝翫節などの伝統芸能が各地にあります。なかでも、とんどさんや盆踊りは、地域によって様々な習わしや伝承があり、地域の個性や住民どうしのつながりを育んでいます。

③ 市民生活に根づく茶の湯文化

松江松平家七代藩主「松平治郷」(不昧公)は、藩政改革に取り組みながらも、禅と茶道を学び、武家茶の流れのなかで、独自の茶風を創出するとともに、茶道具の名品の保護と収集に尽力しました。製茶はもとより、茶席に用いられる菓子や料理を作る職人、出雲焼楽山窯や布志名焼雲善窯に代表される陶芸、さらに茶室建築など、茶道芸術を通し、建築、美術工芸や華道、食文化の発

展をうながし、伝統文化芸術を育て、そして後世に「茶の湯文化」という裾野の広い伝統文化芸術を残しました。それらは今も息づき人々の生活に彩を与えています。

④ 小泉八雲が五感で感じた松江の生活文化

明治維新後、松江藩は洋学普及に取り組み、語学教師として外国人を雇用し、若者を外国に派遣するなど、新たな知識や技術を積極的に取り入れていました。そのため、その頃の松江は、日本の中の先進地であり、明治 20 年代にビールや牛乳、ステーキを手に入れることができたのも、小泉八雲が松江を好きになった理由の一つかもしれません。一方で、小泉八雲は、昔ながらの文化や風習を残していた松江を「神々の国の首都」として世界に発信しました。古いものを守りながら、新しいものも受け入れる松江の人の精神文化が今も継承されています。

⑤ 市民とともに育む文化芸術活動

松江市文化協会加盟団体やその他の団体・個人が文化芸術活動に取り組み、公民館やプラバホールなどの施設を活動の拠点として、市民が主体となった文化芸術活動を行っています。それら幅広い活動は、市民美術展や国際演劇祭、各種発表会などを通じて情報発信されるとともに、市民生活に潤いや活力、心の安らぎを与えています。地域や年代を超えた人と人とのつながりは、多様な価値観を受け入れるきっかけになり、松江での暮らしを豊かなものにしています。

⑥ 伝統文化芸術活動の拠点となる施設

伝統文化芸術活動を実践し、触れ、学ぶことができる場であるとともに、伝統文化芸術活動の拠点として必要な施設であり、行政の責務において維持管理される必要があります。市の施設としては、プラバホールや、しいの実シアターなどのホール、松江歴史館や鹿島歴史民俗資料館などの資料展示施設、図書館や学校、公民館などの教育施設があります。県都松江市には県立のホールや美術館、島根大学や大学が運営する博物館、民間が運営する美術館など多数あり、体験や経験を通じて活力を養っています。

⑦ 宍道湖・堀川・中海等の松江的景観

市民アンケートや文化関係者等へのヒアリングにより、市民等の多くの人が水辺の景観に対して強い思い入れがあることがわかりました。松江は「水の都」であり、宍道湖や日本海に沈む夕陽や水面に映る月、湖に浮かぶ嫁ヶ島や大根島、大橋川やそこにかかる様々な橋、四季折々で違う表情を見せる日本海と浦々にある赤瓦の集落など、自然と人が作り出す松江らしい景観は、伝統文化芸術が生まれる根源となり、私たちの心に深く刻まれ、心のよりどころであり、誇りとなっています。

(2) 新たに生まれる文化芸術

(1)に記載した七つの柱の他にも、時代に応じて新たに生まれ育つものや、松江の風土が合い、松江の文化芸術として根づく可能性のあるものがあります。

そもそも、文化は時代を先取りする「最先端」なものや、時代を批判する「異端」なものであることがあります。茶の湯や歌舞伎も当時の「最先端」の流行として始まっています。

また、松江で生まれていないものでも、この土地に根づくものがあります。プログラミング言語 Ruby は、「まつもと ゆきひろ」氏によって開発されました。開発地は松江ではありませんが、縁があり松江に来られ、ここ十数年で「松江は Ruby のまち」という認識が国内外に広がり、「IT文化」として育ちつつあります。

ただ、これらを「松江の文化を支える柱」と呼ぶまでには一定の時間が必要と考えています。新たな文化の創造・創出を拒まず、多様性を尊重する心「オープンマインド」により、さまざまな価値観を認めあい、育み、しかるべき時が来れば、八本目、九本目の柱として加えていきます。

3. めざすべき まちの姿

誰もが松江の伝統文化芸術を誇りに思い、心豊かになれるまち

市民が誇るべき松江の文化力の価値を再認識し、松江のまちが将来にわたり、住む人、訪れる人、誰もが※1心豊かになれるまちであり続けることを目指します。この姿を実現するために、七つの柱にもそれぞれにめざすべき姿を掲げ、取り組みを推進します。

誰もが松江の伝統文化芸術を誇りに思い、心豊かになれるまち

古代から近代までの豊富な文化財

有形・無形を問わず数多く存在する「文化財」への理解を深め、保存・管理を行うとともに、新たな活用の推進を図り、継承していくまち

地域に根づく伝統文化

地域に根づく伝統文化を「地域の宝」として継承できるまち

市民生活に根づく茶の湯文化

幅広い分野に影響を与えている「茶の湯文化」を、あらゆる世代が様々な形式で、日常生活として親しむまち

小泉八雲が五感で感じた松江の生活文化

自分だけの価値観で物事を解釈せず、多様性を尊重する心「オープンマインド」により、さまざまな価値観を認めあうまち

市民とともに育む文化芸術活動

市民により主体的に取り組まれている文化芸術活動を誰もが推進し、活動者・担い手・指導者・文化芸術コーディネーター等が育ち、多様性が尊重される、活気あふれるまち

伝統文化芸術活動の拠点となる施設

伝統文化芸術活動の拠点施設として適切に管理され、誰もが親しみ、伝統文化芸術活動を実践することができるとともに、伝統文化芸術に触れ、学ぶことができるまち

宍道湖・堀川・中海等の松江的景観

多くの文人が「水の都」と書き記し、市民の心のよりどころで誇りとなっている風景が継承され、100年後も変わらず、安らぎを与えられるまち

※1年齢、性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、「すべての人」を意味しています。

第2章 基本計画

1. 基本計画とは

基本計画は、条例で定めた目的や七つの柱のめざすべき姿を実現するための方針として、計画の期間や上位計画・条例との関係を示す体系図、六つの取り組みの視点や取組の全体像、柱ごとの取組方針、その方針に基づいて取り組む施策や具体的な事業を記載する実施計画、推進体制について記載するものです。

実施計画については、令和3年度に設置する「松江市伝統文化芸術振興審議会」の意見をふまえて策定する予定であり、毎年度、評価・検証を行いながら施策に取り組んでいきます。

伝統文化芸術の振興にあたっては、本振興計画と実施計画の二つの計画に基づき推進していきます。目的や方針を共有することで、誰もが力をあわせて取り組むことができると考えており、実施計画の評価・検証の結果によっては、必要に応じて本振興計画を修正する等、状況の変化に応じて柔軟に対応できる、成長する計画とします。

2. 計画の期間

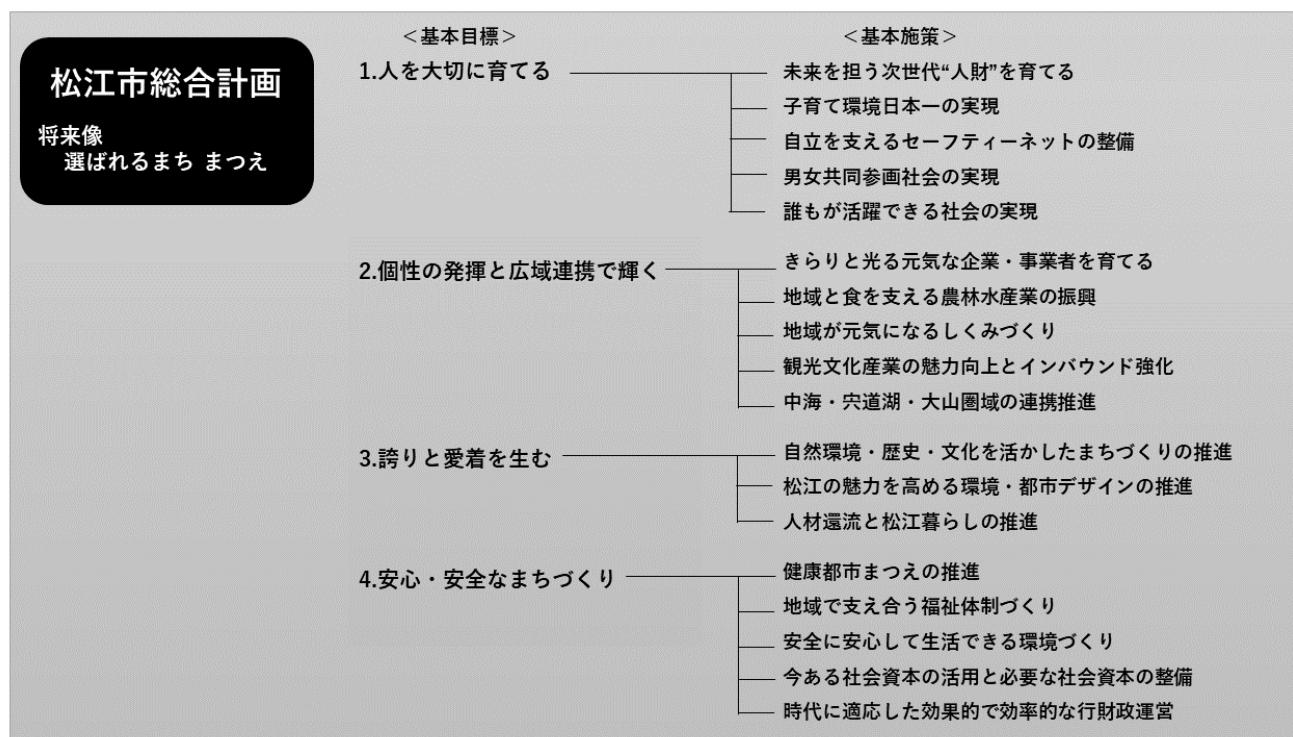
令和3年度（2021年度）～令和14年度（2032年度）の12年間

伝統文化芸術振興の推進は、長期的かつ継続的な視点に立って施策に取り組む必要があるため、本振興計画の計画期間は12年とします。なお、実施計画の計画期間は1期4年とします。

3. 計画の体系図

文化の推進にあたっては、松江市の最上位計画である、松江市総合計画の基本目標「誇りと愛着を生む」の基本施策「自然環境・歴史・文化を活かしたまちづくりの推進」に基づき、主に取り組まれています。伝統文化芸術の振興に際しては、様々な分野の項目が関わっていく必要があり、総合計画のすべての基本目標の実現につながるように本振興計画を策定します。

伝統文化芸術振興に関する具体的な取り組みは、「松江の文化力を生かしたまちづくり条例(案)」を傘のように全体を包括するものとして、関連する条例及び計画等との整合性を図り、互いに連携して進めていきます。



松江の文化力を生かしたまちづくり条例(案)

めざすべきまちの姿:誰もが松江の伝統文化芸術を誇りに思い、心豊かになれるまち

松江市伝統文化芸術振興計画(案)

松江の誇る文化力を支える七つの柱

古代から近代までの 豊富な文化財	地域に根づく 伝統文化	市民生活に根づく 茶の湯文化	小泉八雲が五感で 感じた松江の生活文化	市民とともに育む 文化芸術活動	伝統文化芸術活動の 拠点となる施設	宍道湖・堀川・中海 等の松江的景観
- 文化財保存活用 地域計画 - 歴史的風致維持 向上計画	- 伝統芸能保護育 成協議会の活動 - 文化財保存活用 地域計画	- 茶の湯条例 - 文化財保存活用 地域計画	- 松江国際文化観 光都市建設法 - 文化財保存活用 地域計画	- 文化協会の活動 - 公民館の活動	- 各種設置管理条 例 - 文化財保存活用 地域計画	- 景観条例 - 景観計画 - 大橋川改修に伴 う大橋川周辺の まちづくり基本 計画 - 文化財保存活用 地域計画

4. 取組方針

伝統文化芸術振興は、行政だけが施策を講じればよいものではありません。また、伝統文化芸術活動を行なう者だけが取り組むものでもありません。市、市民、伝統文化芸術活動を行なう者、事業者、松江の伝統文化芸術活動に関心がある者、通勤者や通学者、観光客、遠くにいる松江のファンなど、松江の伝統文化芸術に関心がある者すべてが、積極的・消極的にかかわらず、同じ目的や方針を持ち、ともに連携して取り組むことが必要です。

取り組みにあたっては、六つの取組の視点、七つの柱ごとの取組方針、役割を定め推進します。

(1) 六つの取組の視点

伝統文化芸術の振興にあたっては、「知る」・「育てる」・「伝える」・「創造する」・「活用する」・「支える」、この六つの取組の視点を取り入れながら推進します。

まず、松江の伝統文化芸術の情報や現状をきちんと「知る」ことで、適切な対応をとることができ、伝統文化芸術を「育てる」ことができます。知り、育てることが成熟していくと「伝える」ことができる人が育ちます。正しい情報を伝えることができると、新たな価値を「生み出す(創造する)」ことができ、創造したものを「使用(活用する)」して、人とのつながりや信頼を生みだしたり、お金を稼ぐことができます。「直接的な支援、間接的な支援(支える)」は松江の伝統文化芸術を守り発展させます。六つの取組の視点を効果的に循環していくことで、伝統文化芸術の保存・継承・発展・創造が推進され则认为ます。

例えば、朽ちかけた茅葺きの家があり、修繕をしなければ崩れてしまうかもしれないという時、この家のことをきちんと知らなければ、適切な修繕が施せません。情報をきちんと把握し、修繕を開始するとき、茅葺きの技術の習得者を育てておくことで、この家を修繕することができます。

修復された家が、お風呂とトイレがついた生活できる古民家だった場合、いつの時代のどのような人が暮らしていた古民家で生活ができる家という情報を伝えることで、その古民家に泊まりたいというニーズが生まれる可能性があります。また、茅葺きの技術を使った現代アート作品が誕生した

としましょう。生み出された「宿泊プラン」を運営することで、お金を得ることができるし、「現代アート展」の開催によって人とのつながりができることもあるでしょう。活用して生み出されたお金や人とのつながりを、茅葺きの家を支えとして生かしていくことで、この家を守っていくことができます。

①「知る」… 知る機会の充実・教育、調査及び研究

学校教育や生涯教育等の学びの場や、経験や体験・鑑賞の機会を通じて認識すること。
より専門的な調査や研究によって、状態や内容、価値について理解を深めること。
例えば、ふるさと教育、社会見学 など

②「育てる」… 担い手、活動者、指導者、コーディネーター等の育成及び支援

様々な体験・経験・機会から、気づきを与えること。
体験・経験・機会を積み重ねて、物事の本質や本物を見極める感性を育てること。
例えば、研修会の開催、各種支援制度 など

③「伝える」… 保護や保存、継承、顕彰、情報発信

あるものを受け継いで残す。また、あるものを受け継いで次の代に授け渡すこと。
記録を残していくこと。
積極的な情報発信などにより、広く周知を図ること。
例えば、看板やパンフレットの作成、ホームページでの紹介 など

④「創造する」… 価値の創出、新たなモノ・コトを生み出す

新しいものをつくり出すこと。
時代やニーズに合う使い方や方法を見出すこと。
例えば、抹茶ラテ、八雲塗のアクセサリー など

⑤「活用する」… 性質や働きが十分に発揮できるように、柔軟に使う

物や人の機能・能力を十分に生かして用いること。効果的に利用すること。
魅力的なヒト・モノ・コトを使って、つながりをつくること。
例えば、水辺や夕陽を活用したイベント など

⑥「支える」… 伝統文化芸術活動に対する直接的・間接的な支援

応援や寄附などによって、精神的・経済的に援助すること。
活動を受け入れる（反対しない）こと。
例えば、市民や観光客による購買、寄附による支援 など

(2) 柱ごとの取組方針

条例で定める「めざすべきまちの姿」や本振興計画で定める七つの柱ごとの「めざすべき姿」を実現するため、現状と課題を踏まえ、七つの柱ごとの「取組方針」に基づき、「六つの取組の視点」を踏まえた「取組内容」として、市の最上位計画である「松江市総合計画」や「松江市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・第2次総合戦略」、「平成の開府元年まちづくり構想」の中で、七つの柱ごとに該当する、「基本施策」と「施策の展開方針」、「主要施策」について記載しています。

本振興計画は、本市が「伝統文化芸術振興」という視点で策定する初めての計画であることから、「松江市総合計画」や「松江市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・第2次総合戦略」、「平成の開府元年まちづくり構想」に掲げて既に取り組んでいる施策などについて、改めて「伝統文化芸術」という分野で整理した結果、現状ではこれら3つの計画には「伝統文化芸術振興」のための施策が、少ないことが明らかになりました。

そこで、本振興計画の策定にあたり、既存の3つの計画に掲げている施策の中で「伝統文化芸術振興」に該当する施策については、◎を「基本施策」、○を「施策の展開方針」、◆を「主要施策」として記載し、その根拠となる計画は、それぞれ総合・戦略・開府 として表しています。

また、新たな取り組みが必要と考えられる基本施策(案)を「☆」で記載しています。

取組の全体像

めざすべき
まちの姿

誰もが松江の伝統文化芸術を誇りに思い、心豊かになれるまち

七つの柱	めざすべき姿	取組方針
古代から近代までの 豊富な文化財	有形・無形を問わず数多く存在する「文化財」への理解を深め、保存・管理を行うとともに、新たな活用の推進を図り、継承していくまち	文化財の調査・研究を進め、情報を共有し、保全と利活用の推進
地域に根づく 伝統文化	地域に根づく伝統文化を「地域の宝」として継承できるまち	子育て世代が子どもと一緒に行事に参加できる地域づくり
市民生活に根づく 茶の湯文化	幅広い分野に影響を与えている「茶の湯文化」を、あらゆる世代が様々な形式で、日常生活として親しむまち	江戸時代から受け継がれてきた松江の「茶の湯文化」や「食文化」など、生活文化を改めて見つめ直し、次世代につなげていく
小泉八雲が 五感で感じた 松江の生活文化	自分だけの価値観で物事を解釈せず、多様性を尊重する心「オープンマインド」により、さまざまな価値観を認めあうまち	五感を使って様々な文化に触れ、感性を養い、多様性を尊重し合える社会の構築
市民とともに育む 文化芸術活動	市民により主体的に取り組まれている文化芸術活動を誰もが推進し、活動者・担い手・指導者・文化芸術コーディネーター等が育ち、多様性が尊重される、活気あふれるまち	文化芸術活動の価値を知り、広め、接する機会を増やすとともに、関わる“人財”の育成を図る
伝統文化芸術活動の 拠点となる施設	伝統文化芸術活動の拠点施設として適切に管理され、誰もが親しみ、伝統文化芸術活動を実践することができるとともに、伝統文化芸術に触れ、学ぶことができるまち	人を育て、適切な管理と活用を促し、伝統文化芸術に触れる機会の創出
宍道湖・堀川・ 中海等の松江的景観	多くの文人が「水の都」と書き記し、市民の心のよりどころで誇りとなっている風景が継承され、100年後も変わらず、安らぎを与えられるまち	住むひとが誇りと愛着を感じ、訪ねるひとの心に残る松江の景観づくり

六つの
取組の視点

知 る

育 て る

伝 え る

創造する

活用する

支 え る

基本施策	施策の展開方針 主要施策
◎ 自然環境・歴史・文化を生かしたまちづくりの推進 ☆ “人財”の育成 ☆ デジタルデータ化と情報発信の推進 ☆ 文化財の適切で計画的な保存・管理	14 ページ 15 ページ
◎ 未来を担う次世代“人財”を育てる ◎ 子育て環境日本一の実現 ◎ 誰もが活躍できる社会の実現 ◎ 地域が元気になるしくみづくり ☆ 定住・交流人口の創出 ☆ 活動者の連携推進 ☆ デジタルデータ化と情報共有の推進 《再掲》	16 ページ 17 ページ 18 ページ
◎ 地域と食を支える農林水産業の振興 ◎ 地域が元気になるしくみづくり 《再掲》 ◎ 観光文化産業の魅力向上とインバウンド強化 ☆ 魅力に気づく仕組みづくり ☆ 活動者の連携推進 《再掲》 ☆ デジタルデータ化と情報共有の推進 《再掲》	19 ページ 20 ページ 21 ページ
◎ 誰もが活躍できる社会の実現 《再掲》 ◎ 観光文化産業の魅力向上とインバウンド強化 《再掲》 ☆ 魅力に気づく仕組みづくり 《再掲》 ☆ 活動者の連携推進 《再掲》 ☆ デジタルデータ化と情報共有の推進 《再掲》	22 ページ 23 ページ 24 ページ
◎ 未来を担う次世代“人財”を育てる 《再掲》 ◎ 誰もが活躍できる社会の実現 《再掲》 ◎ 観光文化産業の魅力向上とインバウンド強化 《再掲》 ☆ 魅力に気づく仕組みづくり 《再掲》 ☆ 活動者の連携推進 《再掲》 ☆ デジタルデータ化と情報共有の推進 《再掲》	25 ページ 26 ページ
◎ 人材還流と松江暮らしの推進 《再掲》 ◎ 時代に適応した効果的で効率的な行財政運営 ☆ 伝統文化芸術に触れる場の提供と適正な管理 ☆ 施設の連携推進 ☆ デジタルデータ化と情報共有の推進 《再掲》	27 ページ 28 ページ
◎ 観光文化産業の魅力向上とインバウンド強化 《再掲》 ◎ 自然環境・歴史・文化を生かしたまちづくりの推進 《再掲》 ◎ 松江の魅力を高める環境・都市デザインの推進 《再掲》 ☆ 魅力に気づく仕組みづくり 《再掲》 ☆ 活動者の連携推進 《再掲》 ☆ デジタルデータ化と情報共有の推進 《再掲》	29 ページ 30 ページ 31 ページ

① 古代から近代までの豊富な文化財

めざすべき姿	有形・無形を問わず数多く存在する「文化財」への理解を深め、保存・管理を行うとともに、新たな活用の推進を図り、継承していくまち
現 状 と 課 題	【現状】 ・古代出雲の繁栄を物語る豊富な遺跡群や出雲神話にちなんだ神々を祀る神社、松江城を中心として近世に形成された城下町が色濃く残っており、歴史的文化遺産が豊富な全国に誇れる都市である。 ・『出雲国風土記』の国引き神話に登場する地や神社、神事が今なお残っている。 ・市史編纂事業により、本市の歴史や文化に関する資料が次第に明らかになってきている。 ・時代、分類の幅が広く、有形・無形、国県市の指定・未指定に関わらず数多くの文化財が豊富に存在している。 ・国宝松江城をはじめ近世の城下町など、数多くの観光スポットは多くの観光客を引き付けている。 ・歴史資料などを保存・展示する松江歴史館など、多くの収蔵施設がある。 ・松江歴史館やカラコロ工房など松江の伝統文化であるお茶や和菓子などを体験できる施設がある ・伝統芸能活動に取り組む保存団体等に対して民間の支援制度がある。 【課題】 ・神話や伝承と結びついた本市の特徴や価値をさらに磨き、松江城を中心として松江のまち全体の価値をさらに高めていく取組が必要。 ・指定されていない文化財も豊富に存在していることから、今後も調査研究を進める必要がある。 ・市民などが本市の歴史・文化を学ぶ機会を増やし、郷土理解を深められる取組が必要。 ・公共・民間を問わず、建造物以外の有形文化財は公開の機会が限られるものが多い。 ・文化財の活用が進んでいない。 ・収蔵施設が老朽化しており、修繕を要する施設が多数あるなど、適切な保存、維持管理には費用がかかる。 ・修理等の維持管理を行う際に、技術者が少なく、後継者が不足している。 ・文化財の情報や調査結果などをデジタルデータ化して公開されていないため、どのような文化財がどこにあるのかなど、検索することができない。
取 組 方 針	文化財の調査・研究を進め、情報を共有し、保全と利活用の推進
取 組 内 容	◎ 自然環境・歴史・文化を生かしたまちづくりの推進 総合 神話を今に伝える地形や祭事、宍道湖や中海がもたらす水辺の景観、松江城をはじめとする歴史資源の保全と活用の推進に取り組む。

	○ 文化財を保存するとともに、歴史的風致維持向上計画に基づく事業を行い、文化財などを生かした独自のまちづくりを推進する。 総合 ◆ 松江城の保存・活用・調査研究による魅力と価値の向上 総合 ◆ 文化財など保存・活用を通じたまちづくりの取り組み 総合 ◆ 城下町文化など豊かな歴史文化、自然を活かした魅力向上 戦略 ◆ 松江駅と松江城をつなぐ松江の景観整備 戦略 ◆ 文化財・廃校などを利用したリノベーション及びまちづくり 戦略 ◆ 歴史・文化を活かしたまちづくり 戦略 ○ 松江の歴史や文化の調査・研究を進め、その成果を市民や観光客へ積極的に伝えていく。 総合 ◆ 郷土の歴史および文化に関する資料の調査・研究・収集および展示 総合 ◆ 子ども・若者の「学び直し」をサポートする地域コミュニティ 開府 ◆ 「松江の文化力」で世界に広がる人のネットワーク 開府 ◆ 「松江城」「水の都松江」の強みを活かしたプロモーションとブランディング戦略 戦略 【新たな取り組みが必要と考えられる基本施策(案)】 ☆ “人財”の育成 専門的な知識や経験を持つ専門家や技術者、文化財の魅力的な利活用を総合的に推進できるコーディネーター等の人財を育成する。 ☆ デジタルデータ化と情報発信の推進 調査・研究により得られた各種情報をデジタルデータ化し、必要な情報を簡単に検索でき、入手できるような環境を整備する。また、情報発信を推進し、有形無形を問わず文化財について情報共有できる環境を整備する。 ☆ 文化財の適切で計画的な保存・管理 文化財を適切に保存・管理するとともに、文化財を保存するための収蔵施設についても、計画的に管理・修繕する。
--	--

◎基本施策 ○施策の展開方針 ◆主要施策

② 地域に根づく伝統文化

めざすべき姿	地域に根づく伝統文化を「地域の宝」として継承できるまち
現 状 と 課 題	【現状】 ・「とんどさん」をはじめ「奉納相撲」や「盆踊り」など、各地域には古くからの様々な地域伝統文化がある。 ・共働き世代や核家族の増加、就労形態の変化などに伴い、保護者が望む支援が多様化している。 ・高齢化や過疎化の進行、生産物の価格低迷や担い手不足の深刻化などにより、農山漁村の活力低下といった厳しい状況が進行している。 ・国際文化観光都市として、風光明媚な景観と奥深い歴史や文化、また中山間地や日本海、宍道湖、中海の豊かな農林水産資源と農山漁村の豊かな景観、伝統産業など特色ある多くの資源を保有している。 ・地域の熱意で復活した伝統行事がある。 【課題】 ・地域活動の基盤である町内会などの加入率は減少傾向にある。 ・人口減少や少子高齢化により、地域の伝統行事の後継者が減少し、地域の伝統行事が支えきれなくなっている。 ・地域の伝統行事を知らない、体験したことのない子どもたちが多い。 ・これらの行事がはじまった頃とは、環境も生活も大きく変わり、行事を守り続けていくことが困難になってきている。 ・地域住民同士のつながりが希薄になってきているとともに、生活様式や価値観が変化し、地域活動への参加者が少ない。 ・いつの間にか廃れてしまった伝統文化がある。 ・魅力ある地域づくり、活力ある地域づくりに向けた取り組み、地域を活性化することが急務となっている。 ・人口減少社会にあって、地域の活力を維持していくためには、そこに住む人々の暮らしと、その地域の商業・農業・漁業など、それぞれの生業を守り育てていく必要がある。 ・生産者が消費者ニーズに対応しきれていないため、継続的な域内消費や消費拡大につながりにくい。 ・農山漁村では、少子化、都市部への人口移動などによる第一次産業の後継者不足や地域コミュニティの縮小、商店の廃業など、地域力の低下が懸念される。 ・1次産業の活性化や6次産業化の推進、食育と一体となった地産地消の取組などを通じた産業振興の推進が必要。 ・地域課題に対応した新たなまちづくりが必要。 ・地域ブランドの創出と地域課題解決型ビジネスの育成・支援が必要。 ・宮大工など、特殊な技術を持った人々の高齢化により、後継者が不足している。

取 組 方 針	子育て世代が子どもと一緒に行事に参加できる地域づくり
取 組 内 容	◎ 未来を担う次世代“人財”を育てる 総合 公民館活動の蓄積などを生かし、子どもから大人まであらゆる世代の可能性を伸ばす学びのプログラムを多数提供していくことで、松江の未来を担う次世代“人財”の育成に取り組む。 総合 ○ 松江城など地域の資源や社会科副読本である「わたしたちの松江」を活用したふるさと松江に愛着と誇りを持つ教育を推進する。 総合 ❖ ふるさと教育、キャリア教育の推進（ふるさとを愛し、主体的に自己の将来を考える子どもの育成） 総合 ❖ 郷土愛と愛着を育む事業の推進 戦略 ❖ 児童・生徒のための良好な学校環境整備の推進 総合 ❖ 高等教育機関との連携によるふるさと“人財”の育成 総合 ❖ 子どもたちが安心して学べるための経済的支援 総合 ○ まちづくりや地域活動の担い手となるリーダーの育成とネットワークづくりを通じて、未来を担う人の輪の拡大を促進する。 ❖ まちを支える若者リーダーの育成と交流・連携の促進 総合 ○ 若い世代の新たな力を引き出し、まちの活力を高めるため、若い世代のネットワークづくりの支援を促進する。 ❖ まちの活力を高めていくための若い世代のネットワークづくり 総合 ❖ 子ども・若者の「学び直し」をサポートする地域コミュニティ 開府 ❖ 女性・若手クリエイターによる松江のリデザイン 戦略 ❖ 中心市街地の「日常的賑わい」を再生する 戦略 ◎ 子育て環境日本一の実現 総合 多様な子育て支援や地域ぐるみの子育て環境を基盤に、子育て世代へのいち早い情報提供、切れ目のない子育て支援などに取り組む。 ○ 子育て世代の経済的負担の軽減 総合 ❖ 全ての子どもが健やかに生まれ育つ環境整備 総合 ❖ 子育て世代への新広報発行 戦略 ❖ 保育所・幼稚園地域交流活動の促進 戦略 ❖ 親子が一日楽しく過ごせる環境づくり 戦略 ◎ 誰もが活躍できる社会の実現 総合 住みよい地域づくりの中心である町内会・自治会への支援や、共創による住民と一体となって取り組む。 ○ 自主的で自立した町内会・自治会などの活動を支援する。 総合 ❖ 地域活動基盤強化のための町内会・自治会などへの支援 総合

	❖ 市民・地域交流活動の活性化のための市民参加型イベントの開催 総合 ◎ 地域が元気になるしくみづくり 総合 海辺、水辺、山間部、まちなかなど多様な地域性を持つ特性を生かし、固有の魅力を生かした商品・サービスづくり、地産地消の仕組みづくり、住民主体の取組の支援を通じて、経済と生きがいが両立する地域の実現へ取り組む。 ○ 地域資源を活用し、個性豊かで力強く持続可能な産業を創り上げ、安定した雇用を創出するため、民間事業者による持続可能な地域密着型のビジネス展開を支援。 総合 ○ 食育と一体となった地産地消の取組などを通じた産業振興の推進。 総合 ○ 戦略的にブランディングし発信する。 総合 ○ 地域産品の販路拡大や地域経済の好循環拡大の中核を担う地域商社の育成・支援。 総合 【新たな取り組みが必要と考えられる基本施策(案)】 ☆ 定住・交流人口の創出 子どもの時からの伝統行事への参加体験やふるさと教育の推進等により、UIターンによる定住・交流人口を創出し、担い手の確保や地域の活性化を図る。 ☆ 活動者の連携推進 様々な活動を行っている個人や団体同士が、活動や情報共有等で連携を図り、新たな活動の推進につなげることで、誰もが支える仕組みを作る。 ☆ デジタルデータ化と情報共有の推進 地域の伝統行事を調査し、得られた各種情報をデジタルデータ化し保存するとともに、必要な情報を簡単に検索でき、入手できるような環境を整備する。また、情報発信を推進し、伝統行事について情報共有できる環境を整備する。
--	--

◎基本施策 ○施策の展開方針 ❖主要施策

③ 市民生活に根づく茶の湯文化

めざすべき姿	幅広い分野に影響を与えている「茶の湯文化」を、あらゆる世代が様々な形式で、日常生活として親しむまち
現 状 と 課 題	【現状】 ・茶の湯条例の制定や茶の湯の日のイベント等を通じ、茶の湯文化の振興に取り組んでいる。 ・お茶やお菓子をこよなく愛する文化が、伝統文化として市民の暮らしの中に溶け込んでおり、お茶やお菓子の店も多く、また、スーパーなどで手軽に生菓子、抹茶、茶筌、茶巾などを購入することができる。 ・市内の幼稚園などでは茶道教育が行われているほか、部活やクラブ活動を行っている学校がある。 ・流派や茶道教室が沢山ある一方で、作法にこだわらない楽しみ方をしている人もいる。 ・抹茶ラテなど新たなカルチャーとして定着しつつあるものもある。 ・日本海、中海、宍道湖、山や田畑など自然環境に恵まれており、様々な食材が入手できるほか、地酒も多数あり伝統的な食文化を有する。 ・出雲民芸紙や布志名焼など、民芸運動により新たな価値が創造されたほか、不昧公好みと言われる工芸や茶室などが残っている。 【課題】 ・松江には、縁側で薄茶をたて、客は作法にこだわらず味わうというような、薄茶を嗜む風習が定着してたが、住環境や家族構成、食生活の変化とともに、ペットボトル飲料などが主流となり、近年では身近な存在でなくなりつつある。 ・茶道は、作法が難しい印象があり、一定数の茶道人口は認められるが、若者には定着しておらず高齢化の傾向にあり、昔ながらの慣習を知っている世代が少なくなるなど、後継者が不足している。 ・食生活の欧米化により、伝統的な食文化の継承が難しくなっているほか、海外からの安価な輸入品の増大等により、需要が低迷してきている。 ・建築物(茶室・庭など)は、適切に保存・管理されていないと老朽が進み、修繕に費用がかかる。また、近年では、修繕に必要な材料が手に入らなくなっているとともに、職人が少なくなっている。
取 組 方 針	江戸時代から受け継がれてきた松江の「茶の湯文化」や「食文化」など、生活文化を改めて見つめ直し、次世代につなげていく
取 組 内 容	◎ 地域と食を支える農林水産業の振興 総合 日本海・中海・宍道湖・中山間といった豊富な農林漁業資源や松江の食文化を活かして、6次産業化による付加価値向上、販路開拓支援、生産の担い手確保などに取り組む。 ○ 6次産業化や農水商工連携を通じた地域資源の活用を図り、地域活性化を進めながら地域資源のブランド化を推進する。 総合

	◆ 6次産業化や農水商工連携による地域経済の活性化 総合 ◆ 売れる農林水産物の生産振興と消費・販路拡大 総合 ◎ 地域が元気になるしくみづくり 総合 海辺、水辺、山間部、まちなかなど、多様な地域性を持つ特性を生かし、固有の魅力を生かした商品・サービスづくり、地産地消の仕組みづくりなどに取り組む。 ○ 地域資源を活用し、個性豊かで力強く持続可能な産業を創りあげ、安定した雇用創出を図る。 総合 ◆ 地域産業資源を生かした地域ブランドの創出 総合 ○ 学校給食における「食育」と一体となった地産地消の取り組みなどを通じた産業振興を推進する。 総合 ◆ 学校給食における食育と一体となった地産地消の推進 総合 ◎ 観光文化産業の魅力向上とインバウンド強化 総合 わが国を代表する自然・歴史・文化をはじめとする豊富な観光資源を生かした魅力づくりと観光客受け入れ環境整備に取組、国内外からの観光誘客の促進と外貨獲得の向上に取り組む。 ○ 「国宝松江城」「茶の湯」などの歴史・文化的な魅力や、豊かな自然景観など、松江ならではの多彩な資源を生かした観光商品づくりを進め、新たな観光客の開拓とリピーターの獲得に繋げる。 総合 ◆ 多彩な資源を生かした観光商品づくりによる新規観光客とリピーターの獲得 総合 ◆ 外国人旅行者向けの受け入れ環境充実と消費拡大策の展開 総合 ○ 伝統文化芸術の担い手育成による継承発展、伝統文化芸術活動の充実など「国際文化観光都市」としてのまちづくりを進め、国内外に文化の薫り高いまちの魅力を発信。 総合 ◆ 文化の担い手育成と新たな文化創造活動によるまちづくりと魅力発信 総合 ◆ 松江工芸品の価値を引き出す仕組みづくり 戦略 【新たな取り組みが必要と考えられる基本施策(案)】 ☆ 魅力に気づく仕組みづくり 学校教育・社会教育のほか、各種イベント等を通じて、茶の湯文化に触れる体験や機会の充実を図ることにより、魅力に気づく仕組みを構築する。また、和菓子のブランド化等により、新たな魅力の創出を推進する。 ☆ 活動者の連携推進 様々な活動を行っている個人や団体同士が、活動や情報共有等で連携を図り、新たな活動の推進につなげることで、誰もが支える仕組みを作る。
--	--

	☆ デジタルデータ化と情報共有の推進 和菓子や茶器、茶室等の茶の湯文化に関する各種情報をデジタルデータ化し、必要な情報を簡単に検索でき、入手できるような環境を整備する。また、情報発信を推進し、活動や施設の利用状況などについて情報共有できる環境を整備する。
--	---

◎基本施策 ○施策の展開方針 ◆主要施策

④ 小泉八雲が五感で感じた松江の生活文化

めざすべき姿	自分だけの価値観で物事を解釈せず、多様性を尊重する心「オープンマインド」により、さまざまな価値観を認めあうまち
現 状 と 課 題	【現状】 ・小泉八雲(ラフカディオ・ハーン)は、松江国際文化観光都市建設法の制定により、日本の法律で初めて条文の中に名前が入った外国人である。 ・小泉八雲の曾孫である小泉凡氏が松江に在住し、小泉八雲記念館の館長を務める傍ら、市内外、国内外で活躍している。 ・松江は、小泉八雲が日本で最初に暮らし、執筆した『知られぬ日本の面影』のゆかりの地であり、今も世界の読者を松江へ導いている。 ・小泉八雲記念館では、八雲の遺品を展示し、八雲に関する世界の最新情報を発信している。また、市立中央図書館の八雲資料室では、八雲に関する貴重な原稿・書簡・書籍などの保存や展示を行っている。 ・「八雲会」は、会誌「へるん」を発行するなど、八雲を知り楽しむための活動を継続的に行っている。 ・「怪談のふるさと」を宣言し、ゴーストツアーやゴーストバス等の体験観光、「小泉八雲朗読のしらべ」や「松江怪喜宴」等の開催等により、怪談を地域・観光資源として生かしている。 ・「ヘルンをたたえる青少年スピーチコンテスト」、「小泉八雲を読む」により、感想文や詩の作品募集、子ども塾「スーパーへるんさん講座」等を開催し、八雲文学の普及や作品に底流する「オープンマインド」な精神を継承する取り組みを行っている。 ・県立大学では小泉八雲記念館と連携し、小泉八雲について学ぶ講義を開講するとともに、「芳一の耳まんぢう」「ジビエガンボ」など新商品の開発を産学官で取り組んでいる。また、島根大学では「へるん入試」を行うなど、生活の中に小泉八雲の名前が浸透している。 ・小泉八雲が松江滞在中に目にした、城下町の面影を残す風情や景観、島根半島の美しい自然景観、古代出雲文化の面影を残す社寺、宍道湖や中海、堀川などの「水の都」が数多く残っている。 ・焼津市(焼津小泉八雲記念館)や隠岐などとの広域連携に取り組んでいる。また、アイルランド、ギリシャ、ニューオーリンズといった小泉八雲ゆかりの国との国際交流を推進している。 【課題】 ・「知られぬ日本の面影」のような国内外への発信が十分でない。 ・担い手が不足している。また、八雲を語れるガイドや学芸員など、エキスパートの養成が必要である。 ・市民が小泉八雲と松江の関係について学ぶ機会が十分とはいえない。 ・小泉八雲の精神の根底にある「オープンマインド(開かれた精神)」を活かした、多文化共生社会が十分に定着していない。

	・小泉八雲が「古い絵巻物」と記した古くからの日本らしい景観と文化が失われつつある(マンション建設、暗闇の消失など)ほか、八雲が五感で感じた生活文化を体験することが難しくなっている。(騒音などにより) ・社会情勢、技術の進歩、就労形態の変化とともに、多様な価値観が生まれ、個の意識が強くなりつつある。これにより、コミュニケーションが希薄になり、人と人のつながりが弱くなっている。
取 組 方 針	五感を使って様々な文化に触れ、感性を養い、多様性を尊重し合える社会の構築
取 組 内 容	◎ 誰もが活躍できる社会の実現 総合 一人ひとりが個性と多様性を尊重され、家庭で、地域で、職場でそれぞれの希望がかない、能力を発揮でき、生きがいを感じながら暮らすことができる環境づくりに取り組む。 ○ 外国人住民の文化的多様性を生かした活躍を促進するとともに、外国人住民の生活支援や地域における交流の促進を図り、多文化共生のまちづくりを推進する。 戦略 ◆ 外国人住民支援と地域における交流促進 戦略 ◆ 多文化共生推進事業 戦略 ◎ 観光文化産業の魅力向上とインバウンド強化 総合 自然・歴史・文化をはじめとする豊富な観光資源を生かした魅力づくりを図り、国内外からの観光客の促進と外資獲得の向上に取り組む。 ○ 諸外国との交流の推進で、国際感覚や語学力を備えたグローバル人材の育成とインバウンドを見据えた海外への情報発信に繋げる。 総合 ◆ 諸外国との交流推進によるグローバル人材の育成と海外への情報発信 総合 ◆ 「松江の文化力」で世界に広がる人のネットワーク 開府 ○ 伝統文化芸術の担い手育成による継承発展、伝統文化芸術活動の充実など「国際文化観光都市」としてのまちづくりを進め、国内外に文化の薫り高いまちの魅力を発信。 総合 ◆ 文化の担い手育成と新たな文化創造活動によるまちづくりと魅力発信 総合 【新たな取り組みが必要と考えられる基本施策(案)】 ☆ 魅力に気づく仕組みづくり 学校教育・社会教育のほか、各種イベント等と通じて、五感を使って様々な文化に触れる体験や機会を充実させることにより、魅力に気づく仕組みを構築する。 ☆ 活動者の連携推進 様々な活動を行っている個人や団体同士が、活動や情報共有等で連携を図り、新たな活動の推進につなげることで、誰もが支える仕組みを作る。

	☆ デジタルデータ化と情報発信の推進 小泉八雲に関する各種情報をデジタルデータ化し、必要な情報を簡単に検索でき、入手できるような環境を整備する。また、国内外への情報発信を推進し、小泉八雲に関する資料などについて情報共有できる環境を整備する。
--	--

◎基本施策 ○施策の展開方針 ◆主要施策

⑤ 市民とともに育む文化芸術活動

めざすべき姿	市民により主体的に取り組まれている文化芸術活動を誰もが推進し、活動者・担い手・指導者・文化芸術コーディネーター等が育ち、多様性が尊重される、活気あふれるまち
現 状 と 課 題	【現状】 ・松江市文化協会加盟団体やその他の団体・個人が文化芸術活動に取り組んでいる。 ・松江市文化協会では、洋画、日本画、書道、写真、工芸、洋楽、邦楽、舞踊、演劇、郷土文化、文芸、生活文化、園芸、レクリエーション等、文化芸術の幅広い活動を取りまとめている。 ・市民美術展や国際演劇祭など、各種コンサートや講演をはじめ、各分野での展示会や発表会など様々な活動を行っている。 ・地域や年代を越えた活動を通じて、社会的規範を身につけ、心の成長を促している。また、自己肯定感を高めている。 ・世界をフィールドとした活動が行われている。 【課題】 ・指導者等の高齢化により、後継者が不足しているとともに、活動への若年層の参加が少なく、メンバーや会員数が減少しているなど、伝統文化芸術イベントの担い手が不足や後継者不足が慢性化している。 ・特音課程(1996年(平成8)の学部改組で、特音課程は学校教育課程及び生涯学習課程へと移行)がなくなったことにより、指導者が減った。 ・市民による文化芸術活動は、専門的なアートの世界を目指す人から、仲間とともに豊かな暮らしを求める人など、その活動内容と状況は多様であるため、これらの様々な現状をくみ取って、施策に反映させることが求められる。 ・文化芸術活動の実践によって、人間にはどんな力が醸成されるのかを知ることが重要である。 ・文化芸術活動の発展には、観客、担い手・創り手、指導者、制作者、支援者がいて実現するものであることを認識することが大切。 ・後継者育成のために「伝統文化芸術」分野の「縦割り」を無くす。
取 組 方 針	文化芸術活動の価値を知り、広め、接する機会を増やすとともに、関わる“人財”の育成を図る
取 組 内 容	◎ 未来を担う次世代“人財”を育てる 総合 公民館活動の蓄積などを生かし、子どもから大人まであらゆる世代の可能性を伸ばす学びのプログラムを多数提供していくことで、松江の未来を担う次世代“人財”の育成に取り組む。 ○ まちづくりや地域活動の担い手となるリーダーの育成とネットワークづくりを通じて、未来を担う人の輪を拡大。 総合 ◆ まちを支える若者リーダーの育成と交流・連携の促進 総合 ○ 若い世代の新たな力を引き出し、まちの活力を高めるため、若い世代のネットワークづくりを支援。 総合

	❖ まちの活力を高めていくための若い世代のネットワークづくり 総合 ◎ 誰もが活躍できる社会の実現 総合 住みよい地域づくりの中心である町内会・自治会への支援や、共創による住民と一体となって取り組む。 ○ 共創による事業を具体的に進めるとともに、市事業へ共創の理念・手法をさらに浸透させ、定着を図る。また、市民参加型イベントを通じ、自主・自立した市民・地域間交流の活性化を図る。 総合 ❖ 共創・協働による事業を進めるための仕組みづくりと裾野を広げる取り組み 総合 ❖ 市民・地域交流活動の活性化のための市民参加型イベントの開催 総合 ◎ 観光文化産業の魅力向上とインバウンド強化 総合 自然・歴史・文化をはじめとする豊富な観光資源を生かした魅力づくりを図り、国内外からの観光客の促進と外資獲得の向上に取り組む。 ○ 伝統文化芸術の担い手育成による継承発展、伝統文化芸術活動の充実など「国際文化観光都市」としてのまちづくりを進め、国内外に文化の薫り高いまちの魅力を発信。 総合 ❖ 文化の担い手育成と新たな文化創造活動によるまちづくりと魅力発信 総合 ❖ 音楽によるまちづくりの推進 戦略 ❖ 郷土愛と愛着を育む事業の推進 戦略 【新たな取り組みが必要と考えられる基本施策(案)】 ☆ 魅力に気づく仕組みづくり 学校教育・社会教育のほか、各種イベント等を通じて、誰もが本物の文化芸術に触れる体験や機会を充実させることにより、魅力に気づく仕組みを構築する。 ☆ 活動者の連携推進 様々な活動を行っている個人や団体同士が、活動や情報共有等で連携を図り、新たな活動の推進につなげることで、誰もが支える仕組みを作る。 ☆ デジタルデータ化と情報発信の推進 文化芸術活動に関する各種情報をデジタルデータ化し、必要な情報を簡単に検索でき、入手できるような環境を整備する。また、情報発信を推進し、活動状況などについて情報共有できる環境を整備する。
--	---

◎基本施策 ○施策の展開方針 ❖主要施策

⑥ 伝統文化芸術活動の拠点となる施設

めざすべき姿	伝統文化芸術活動の拠点施設として適切に管理され、誰もが親しみ、伝統文化芸術活動を実践することができるとともに伝統文化芸術に触れ、学ぶことができるまち
現 状 と 課 題	【現状】 ・公民館は、生涯学習や社会教育の場としての機能に合わせ、地域福祉や地域防災、環境問題など、地域住民の総合的な活動拠点として重要な役割を担っている。 ・ホールと図書館の複合施設である総合文化センター(プラバホール)やしいの実シアターなど、コンサートや演劇の専門施設である公共施設がある。 ・合併前の旧自治体ごとに整備された多くの公共施設がある。 ・県庁所在地であるため、県立や民間の施設が複数ある。 ・公民館が地域ごとにある。 ・「松江市公共施設適正化計画」に基づき取組を進めている。 【課題】 ・多くの地域住民が活用する施設であるため、良好な施設環境を支持することが必要であり、計画的に改修や修繕、更新を実施していく必要がある。 ・公共施設の老朽化が進み、施設の維持・更新などに多額の費用が必要となる。 ・施設面積や機能が不十分な施設がある。 ・高齢者・障がい者への配慮がされていない施設もあり、市民であっても行くことができない。
取 組 方 針	人を育て、適切な活用を促し、伝統文化芸術に触れる機会の創出
取 組 内 容	◎ 人材還流と松江暮らしの推進 総合 「暮らしやすいまち」松江の魅力を生かし、UI ターン者の移住者の受け入れに向けた仕組みづくりに取組むほか、学生と地位のつながりづくりに取組むことで、松江ファンの拡大と定住人口の増加を目指す。 ○ 高等教育機関との連携を強化し、学生に各種イベントや会議などへの積極的な参画を呼び掛けるとともに、地域で活躍する学生を増やす取組を推進する。総合 ◆ まちづくりへの学生の参画の推進 総合 ○ 市民ニーズに応じた学習内容の充実や、地域の課題解決に向けた講座の開催などにより、学びの場を拠点とする地域コミュニティ形成の推進を図る。総合 ◆ 生涯学習の推進 総合 ◆ 市民が利用しやすい図書館づくり 総合 ◎ 時代に適応した効果的で効率的な行財政運営 総合 限られた財政予算の中、市政への市民参画および官民連携の促進、事務事業の効率化や外部委託、公共施設の適正化などの取組を進めることで、財政の効率化と時代のニーズへの対応を両立した行財政運営をめざす。

	○ 公共施設カルテにより核施設のデータを一元管理し、毎年ローリングを行いながら、公共施設の適正化を推進する。また、住民理解が深まるよう積極的な情報発信に努める。 総合 ❖ 公共施設適正化の推進 総合 【新たな取り組みが必要と考えられる基本施策(案)】 ☆ 伝統文化芸術に触れる場の提供と適正な管理 施設の機能診断に基づく投資計画と財政計画のバランスを保ち、効率的なインフラの更新・再構築を行うとともに、誰もが伝統文化芸術活動に取り組める施設整備を推進するとともに、コミュニティの核としての施設運営を行う。 ☆ 施設の連携推進 様々な活動の拠点施設同士が、活動や情報共有等で連携を図り、新たな活動の推進につなげる。 ☆ デジタルデータ化と情報発信の推進 施設や伝統文化芸術活動に関する各種情報をデジタルデータ化し、必要な情報を簡単に検索でき、入手できるような環境を整備する。また、情報発信を推進し、活動や施設の利用状況などについて情報共有できる環境を整備する。
--	---

◎基本施策 ○施策の展開方針 ❖主要施策

⑦ 宍道湖・堀川・中海等の松江的景観

めざすべき姿	多くの文人が「水の都」と書き記し、市民の心のよりどころで誇りとなっている風景が継承され、100年後も変わらず、安らぎを与えられるまち
現 状 と 課 題	【現状】 ・宍道湖・中海、北山山系などの広大な自然環境のほか、松江城周辺の歴史的風情など、良好な景観資源が数多くある。 ・景観法に基づく景観条例が制定され、「松江市景観計画」に基づき、松江城周辺や宍道湖周辺などを景観計画重点区域に指定し、松江らしい良好な景観づくりの取組を行っている。 ・大橋川改修を契機に大橋川周辺を「水の都松江」にふさわしい魅力ある水辺空間にするため、長期的視点に立った水辺のまちづくりの方策の検討を進めている。 ・人口減少、既存住宅の老朽化、社会的ニーズの変化に伴い空き家が増加傾向にある。 ・北は日本海に面し、ラムサール条約に登録される宍道湖・中海を中心に、大橋川、堀川などの多様な水域を有し、「水の都」と称される。 ・水域は、生業の場として、市民の憩いの場として、松江らしい景観を育む素材として、重要な役割を担っている。 ・日本一美しい宍道湖の夕陽は、市民のみならず、多くの観光客を魅了している。 ・水辺では各種イベントが行われ、親水と賑わいづくりの拠点となっている。 ・島根半島は、日本海の荒波によって浸食された美しい海岸線やきれいな多数の海水浴場を有するなど、多様な水と身近にふれあうことができる環境がある。 ・自然、歴史、文化などや、人びとの生活、経済活動との調和により形成されている。 ・宍道湖の夕陽、日本海の漁火、ホタルの飛ぶ光景など多様な景観を楽しめる。 ・伝統美観地区など特定地域に対して景観保全のための補助制度がある。 【課題】 ・今後も引き続き松江らしい良好な景観形成を推進していく必要がある。 ・空き家の有効な利活用と適正な管理を行っていく必要がある。 ・昔ながらの町並み保存などには住民の理解が必要。 ・維持管理にお金がかかる。
取 組 方 針	住むひとが誇りと愛着を感じ、訪ねるひとの心に残る松江の景観づくり
取 組 内 容	◎ 観光文化産業の魅力向上とインバウンド強化 総合 わが国を代表する自然・歴史・文化をはじめとする豊富な観光資源を生かした魅力づくりと観光客受け入れ環境整備に取組、国内外からの観光誘客の促進と外貨獲得の向上をめざす。 ○ 多彩な資源を生かした観光地づくりと観光宿泊客の増加に向けた対応 総合 ◆ 多彩な資源を生かした観光地づくりによる新規観光客とリピーターの獲得 総合

◎ 自然環境・歴史・文化を生かしたまちづくりの推進 総合

神話を今に伝える地形や祭事、宍道湖や中海がもたらす水辺の景観、松江城をはじめとする歴史資源の保全と活用を進める。

○ 文化財を保存するとともに、歴史的風致維持向上計画に基づく事業を行い、文化財などを生かした独自のまちづくりを推進する。 総合

❖ 郷土の歴史および文化に関する資料の調査・研究・収集および展示 総合

❖ 文化財など保存・活用を通じたまちづくりの取り組み 総合

❖ 城下町文化など豊かな歴史文化、自然を活かした魅力向上 戦略

❖ 松江駅と松江城をつなぐ松江の景観整備 戦略

❖ 文化財・廃校などを利用したリノベーション及びまちづくり 戦略

❖ 歴史・文化を活かしたまちづくり 戦略

○ 松江の歴史や文化の調査・研究を進め、その成果を市民や観光客へ積極的に伝えていく。 総合

❖ 子ども・若者の「学び直し」をサポートする地域コミュニティ 開府

❖ 「松江の文化力」で世界に広がる人のネットワーク 開府

❖ 「松江城」「水の都松江」の強みを活かしたプロモーションとブランディング 戦略

❖ 島根半島・宍道湖中海ジオパークの推進による島根半島の活性化 総合

❖ 中海の新たな活用 総合

○ 松江市環境基本計画の基本理念「世界に誇る環境主都まつえ」の実現に向け、市民・事業者・行政が一体となって取り組みを推進する。 総合

❖ 「世界に誇る環境主都まつえ」の実現に向けた環境を大切に作る取組 総合

❖ 自然環境の保全と活用 戦略

◎ 松江の魅力を高める環境・都市デザインの推進 総合

歴史文化薫る城下町や水都の風情を生かしたまちなみ整備、交流や地域居住を支える環境整備を進めることで、市民などを惹きつける魅力ある松江の実現に取り組む。

○ 城下町の風情や水辺などの自然を生かした、「松江らしい魅力あるまちなみ」を形成していく。 総合

❖ 景観の保全・創造・継承による美しく、誇りの持てるまちづくり 総合

❖ 「水の都」のまちづくりを推進するために、魅力的な水辺空間の創出 総合

❖ 城下町文化など豊かな歴史文化、自然を活かした魅力向上 戦略

❖ 水辺の利活用と回遊性を高めるかわまちづくり 戦略

❖ 松江駅から塩見縄手、松江城までのトータルデザイン 開府

❖ 松江らしい駅前と水辺空間をつくる 開府

	----- 【新たな取り組みが必要と考えられる基本施策(案)】 ☆ 魅力に気づく仕組みづくり 学校教育・社会教育のほか、各種イベント等を通じて、松江的景観に触れる体験や機会を創出することにより、松江の魅力に気づく仕組みを構築する。また、城下町の黒瓦や日本海沿岸の赤瓦の集落などの町並みを継承するため、空き家など既存資源の利活用と適正な管理を推進する。 ☆ 活動者の連携推進 景観保全や観光振興等、様々な活動を行っている個人や団体同士が、活動や情報共有等で連携を図り、新たな活動の推進につなげることで、誰もが支える仕組みを作る。 ☆ デジタルデータ化と情報発信の推進 景観に関する各種情報をデジタルデータ化し、必要な情報を簡単に検索でき、入手できるような環境を整備する。また、情報発信を推進し、景観に関する資料等について情報共有できる環境を整備する。
--	--

(3) 役割

伝統文化芸術活動の主体は、市民など文化に関わる個人や団体です。しかし、松江の文化力を生かしたまちづくりの実現には行政の役割が大きく、市民や活動団体など文化に関わる者との協働が欠かせません。

文化に関わる者は、条例第3条第2項で規定しているとおり、市民、伝統文化芸術活動を行う者、事業者及び松江の伝統文化芸術活動に関心がある者であり、市民だけではなく、通勤者や通学者、観光客などのほか、遠くにいる松江のファンなども含みます。

主体的に関わる人もいれば、そうではなく陰ながら応援してくれる人もいます。

伝統文化芸術活動の主体は、あくまでも活動を行う者ですが、ここでは、市と文化に関わる者の役割を分けて、整理しています。

① 市の役割

市の役割は、条例第3条で規定しています。第1項では、市は条例の基本理念にのっとり、松江の文化力を生かしたまちづくりの実現のために、伝統文化芸術振興の施策を総合的かつ計画的に実施することと明記しています。

また、第2項では、文化に関わる者が行う取組に協力するものとしています。

② 文化に関わる者の役割

文化に関わる者の役割は、条例第4条で規定しているとおり、伝統文化芸術の保存、継承、発展及び創造に努めるとともに、自主的かつ主体的な活動への参加及び支援等を通じて、伝統文化芸術振興に努めるものとしています。

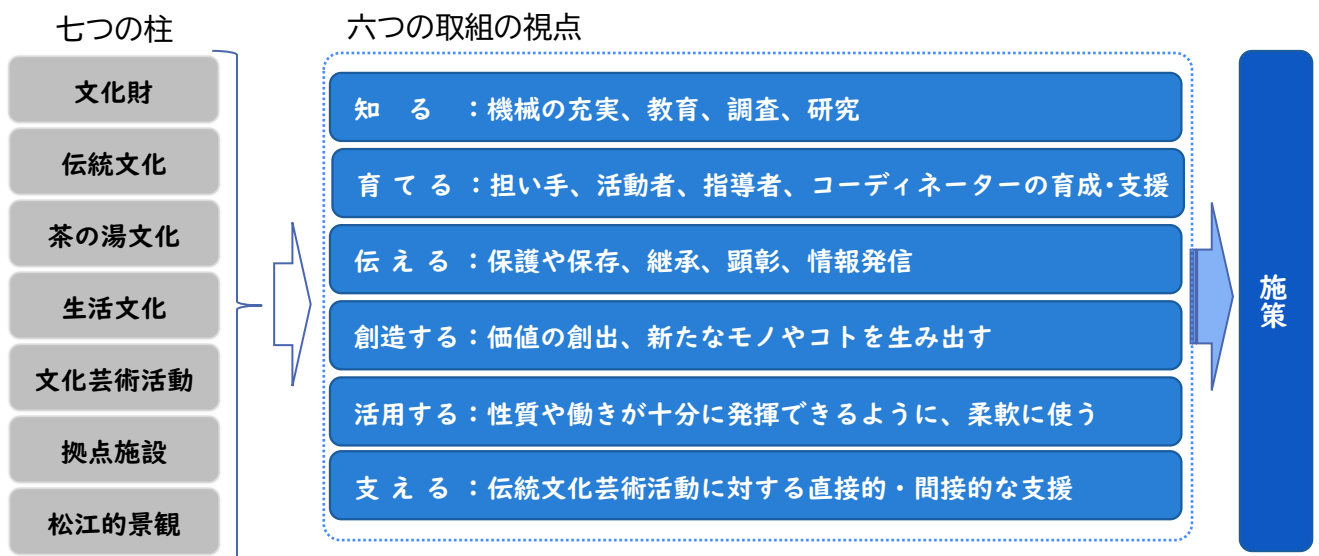
文化に関わる者の特徴

主体	特徴
市民	・ 伝統文化芸術活動の鑑賞者 ・ 伝統文化芸術の情報発信
伝統文化芸術活動を行う者	・ 伝統文化芸術活動の担い手 ・ 伝統文化芸術活動の保存、継承 ・ 伝統文化芸術活動を通じた地域活動
事業者	・ 企業として伝統文化芸術活動に参加 ・ 伝統文化芸術活動への支援 ・ 伝統文化芸術の産業化
松江の伝統文化芸術活動に関心がある者	・ 伝統文化芸術活動の鑑賞者 ・ 伝統文化芸術の情報発信 ・ 伝統文化芸術活動への支援

5. 実施計画

実施計画については、令和3年度に設置する「松江市伝統文化芸術振興審議会」の意見をふまえて策定する予定であり、本振興計画の方針に基づいて取り組む施策や具体的な事業を記載する予定です。

計画期間は、1期4年とし、毎年度、評価・検証を行いながら施策に取り組んでいきます。なお、実施計画の策定にあたっては、松江の誇る文化力を支える七つの柱ごとに、六つの取組の視点で施策を検討します。



6. 推進体制

条例で定めた目的や七つの柱のめざすべき姿を実現するための体制について記載するものです。

(1) 松江市伝統文化芸術審議会

松江の文化力を生かしたまちづくり条例に基づき設置する審議会では、本振興計画の推進に関する施策の検証や実施計画の評価・検証を行います。

根拠: 松江の文化力を生かしたまちづくり条例第7条第1項に基づき設置

役割: ① 市長の諮問に応じ、本振興計画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議する。

② 本振興計画の目標の達成度、効果等についての検証及び評価。

③ 伝統文化芸術振興に関すること。

委員: 15人以内

任期: 2年

(2) 事業実施体制

市の役割として、条例第3条第1項で、基本理念にのっとり、松江の文化力を生かしたまちづくりの実現のために、伝統文化芸術振興の施策を総合的かつ計画的に実施することとしています。しかし、横断的に実施するための組織体制となっていないのが現状であり、連携した取り組みができていません。そのため、伝統文化芸術振興を効率的・効果的に取り組むため、事業実施体制を検討する必要があります。

- 市役所内部の体制・連携強化を図る。
- 定期的な情報共有を図り、関係部署と連携を図る。
- 効率的な組織機構の実施体制を図る。
- 関係団体との連携強化を図る。

(3) 伝統文化芸術活動を支えるための資金について

伝統文化芸術振興を図るためには、資金が必要になります。しかし、行政が全ての活動や施設に対し資金を提供することは困難です。

伝統文化芸術振興を推進するためには資金が必要であることから、その資金をどのようにして確保するのか、そして持続可能なものにしていくのか、検討する必要があります。

- 行政(国、県、市)の支援(補助金、負担金など)
- 民間企業による伝統文化芸術への支援
- ガバメントクラウドファンディング等を活用した資金の調達
- 新たな利活用による資金の調達

【文化財の活用事例】

- ・ 二条城…パンフレットを大幅に刷新。特に外国人向けには、歴史的背景の説明(初歩的な「将軍」とは何者であるかから大政奉還とは何かなど)や各部屋の説明、使われ方や壁画の題材の意味など多面的な視野から理解できるようにした。また、非公開の場所で朝食を食べるサービスの提供を実施。
- ・ 桂離宮…土日も含めた通年公開により参観者が大幅に増加した。ガイドツアーの回数を増やしたり、外国人専用のガイドツアーを実施。
- ・ 迎賓館…単に一般公開するようになっただけでなく、かつてあった家具などを置き、実際の使われ方を体感できる形で見せ、集客力が上がった。

(1) 松江の文化力を生かしたまちづくり条例(案)

目次

前文

第1章 総則（第1条―第4条）

第2章 伝統文化芸術振興に関する取組の視点（第5条）

第3章 伝統文化芸術振興計画（第6条）

第4章 松江市伝統文化芸術振興審議会（第7条―第12条）

第5章 雑則（第13条）

附則

私たちの祖先は、豊かな自然や土地を背景にした国の成り立ちを、「神話」として後世に伝えてきました。

今も美保関に残る「青柴垣^{あおふしがき}神事」をはじめとする様々な伝統行事も、この国引きの大地と海が生み出す恵みを糧として、この地に住む人々に、いにしえより綿々と受け継がれてきました。奈良時代、『出雲国^{いずものくに}風土記』に記された意宇郡、秋鹿郡、島根郡などの地名や国引き神話などの伝承は今でも伝わり、生き続けているのです。

この地は太古以来、どの時代においても多くの人々が住み続け、出雲国の中心として活力を維持し、日々の生活文化や伝統行事を継承しながら、今日を迎えている国内でもまれな地方なのです。

江戸時代初めに、「堀尾吉晴」が城と城下町を築き、この城下町に「松江」という名前がつけました。松江松平家七代藩主「松平治郷^{はるさと}」は藩政改革に取り組みながらも「茶の湯文化」を極め、後世に茶の湯という裾野の広い伝統文化を残してくれました。松江藩の財政は、相次ぐ風水害や凶作により窮乏を極めましたが、不断の藩政改革と薬用人参やはぜ蠟などの特産品による殖産振興により、幕末には見事にその危機を克服したことは、新しい技術や文化などを広く受け入れ創意工夫する心を私たちに伝えてくれました。

明治維新後、解体の危機に瀕した「松江城天守」は多くの地元有志の努力により買い戻され、市民の力でその雄姿が今に伝えられ、平成の世で再度、国宝に指定されました。

さらに、時代を越えて継承された『古事記』は海を渡り、「ラフカディオ・ハーン」（小泉八雲）を松江に導きました。ハーンは、松江の人々の古き良き生活文化を「神々の国の首都」の暮らしぶりとして世界へ発信し、同時にオープンマインドで広く異文化を受け入れる大切さを伝えてくれました。一方で、近代化にむかう日本に対し、昔ながらの文化や芸術が失われていくことへの警鐘を鳴らしました。事実、時代のうねりの中で松江も多くのものを失ってきたと言わざるを得ません。

こうした歴史を積み重ねてきた松江は、現代においても、多くの分野で文化性の高い表現者を輩出し、市民が主体的に様々な文化芸術活動に取り組む、文化芸術の薫り高いまちです。

「水の都松江」に住む人々は、いにしえより水とともに日常の生活を送ってきました。宍道湖や日本海に沈む夕陽や神々しい朝日を見るたびに、時間を忘れ見とれた経験は、多くの人の記憶にあるはずです。この風光明媚な景観を後世に引き継いでいきたいという思いは、市民誰もの願いと言えるでしょう。

時代の移り変わりとともに、経済性が優先されるようになったことで市民の暮らしぶりも大きく変化しました。さらに人口減少社会に突入したことで、地域で伝統文化や生活文化を守り伝えていくことが極めて難しくなっています。

私たちは、このままでは松江の伝統や文化芸術が知らず知らずのうちに失われてしまうのではないかという強い危機感を抱きました。一方で、平成の時代に新たに加わったプログラミング言語「Ruby」は、古くから創意工夫と多様性を尊重してきた松江の新しい文化として育ちつつあります。

今まさに、市民が誇るべき松江の文化力の価値を再認識し、受け継ぎ、生かしていくとともに、新たに生まれる文化芸術を受け入れ、この松江のまちが、将来にわたり、住む人、訪れる人、誰もが心豊かになれるまちであり続けることが求められています。

そのためにできること、やらなければならないことを明らかにし、実現に向け、力を合わせていくための指針を示すために、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、豊富に残る文化財、地域に受け継がれる伝統行事、暮らしに根づく茶の湯文化や生活文化、市民の心の糧となる文化芸術活動、これらの拠点施設、人と自然が織りなす景観など、松江市民の暮らしの根底にあり市民の誇りとなりうる力（以下「松江の文化力」という。）を再認識し、未来を担う子どもたちはもとより、世代を超えて誰もが心豊かになれるまちにしていくために、基本理念を定め、取組の視点を明らかにすることにより、本市における伝統文化芸術振興を図り、松江の文化力を生かしたまちづくりに寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 松江の文化力を生かしたまちづくりの推進は、次の各号に掲げる事項を保存し、継承し、及び発展させて行うものとする。

- (1) 古代から近代までの豊富な文化財
 - (2) 地域に根づく伝統文化
 - (3) 市民生活に根づく茶の湯文化
 - (4) 小泉八雲が五感で感じた松江の生活文化
 - (5) 市民とともに育む文化芸術活動
 - (6) 伝統文化芸術活動の拠点となる施設
 - (7) 宍道湖・堀川・中海等の松江的景観
- 2 前項の規定にかかわらず、松江の文化力を生かしたまちづくりの推進は、時代に応じて新たに生まれる文化芸術を受け入れ、及び松江の文化力を発展させて行うものとする。

(市の役割)

第3条 市は、基本理念にのっとり、松江の文化力を生かしたまちづくりの実現のために、伝統文化芸術振興の施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、市民、伝統文化芸術活動を行う者、事業者及び松江の伝統文化芸術活動に関心がある者（以下「文化に関わる者」という。）が行う取組に協力するものとする。

(文化に関わる者の役割)

第4条 文化に関わる者は、伝統文化芸術の保存、継承、発展及び創造に努めるものとする。

- 2 文化に関わる者は、自主的かつ主体的な活動への参加及び支援等を通じ、伝統文化芸術振興に努めるものとする。

第2章 伝統文化芸術振興に関する取組の視点

(取組の視点)

第5条 市及び文化に関わる者は互いに協力し、又は連携し合い、第2条の基本理念の実現に当たって、次に掲げる事項を視点として取り入れながら伝統文化芸術振興に努めるものとする。

- (1) 松江の文化力を知る。
- (2) 松江の文化力を育てる。
- (3) 松江の文化力を伝える。
- (4) 松江の文化力を創造する。
- (5) 松江の文化力を活用する。
- (6) 松江の文化力を支える。

第3章 伝統文化芸術振興計画

(伝統文化芸術振興計画の策定)

第6条 市は、伝統文化芸術振興計画（以下「振興計画」という。）を策定し、基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

- 2 市は、振興計画を策定するに当たっては、広く市民の意見を反映するよう努めるものとする。
- 3 市は、振興計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 4 前3項の規定は、振興計画の変更について準用する。

第4章 松江市伝統文化芸術振興審議会

(設置及び所掌事務)

第7条 次に掲げる事務を行うため、松江市伝統文化芸術振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 市長の諮問に応じ、振興計画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。
 - (2) 振興計画の目標の達成度、効果等についての検証及び評価に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、伝統文化芸術振興に関すること。
- 2 審議会は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる事項について市長に意見を述べることができる。

(組織)

第8条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第10条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)

第 11 条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、審議会の会議の議長となる。
- 3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 12 条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第 5 章 雑則

(委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる審議会の会議の招集は、第 11 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が行う。

(2) 条例の構成イメージ図



(3) 七つの柱の例示一覧

古代から近代までの 豊富な文化財	建造物 松江城,神魂神社,菅田庵,木幡家住宅,佐太神社,美保神社,興雲閣,明々庵,真名井神社,塩見畷旧武家屋敷遺構,星上寺仁王門,来待神社,旧米江旅館本館北棟・南棟,旅館美保館本館・旧本館,島根大学旧奥谷宿舎,美保関灯台,旧床几山配水池,ごうぎんカラコロ美術館(旧山陰合同銀行北支店),カラコロ工房(旧日本銀行松江支店) 絵画 八重垣神社本殿板壁画,尼子経久像,両界曼荼羅図,版画東海道五十三次,絹本着色阿弥陀如来並聖衆來迎図 彫刻 木造薬師如来坐像,木造観音立像,木造十一面観音立像,木造欄間 工芸品 銅鐘,胴丸,兜,なぎなた,刀,六角地蔵燈籠 書跡 紙本墨書大智度論,紙本墨書手鑑,紙本墨書新古今和歌集零本,墨書顕如上人真影図裏書 古文書 揖屋神社文書,紙本墨書秋上家文書,富家文書,竹内右兵衛書つけ,布志名焼御用窯年数書,湯之助文書,堀尾古記 考古資料 出雲国玉作跡出土品,金銅荘環頭大刀,平所遺跡埴輪窯跡出土品,銅鐸,上代玉作関係遺物,古城山遺跡3号横穴家形石棺と出土品 歴史資料 宍道伊代守遺物九条御大袈裟,手結浦事変関係遺品,松江藩御船屋・御水主・大相撲関係資料,三条宗近銘太刀,松江城縄張図 工芸技術 樂山焼,雁皮紙 有形民俗文化財 諸手船,美保神社奉納鳴物,そりこ,サバニー,トモド,大垣の影人形(錦影絵)道具,出雲の藍板締め染め用具及び製品 無形民俗文化財 佐陀神能,秋鹿大日堂御頭行事,ホーランエンヤ權伝馬踊り 史跡 出雲国分寺跡,出雲玉作跡,佐太講武貝塚,伊志見一里塚,小泉八雲旧居,サルガ鼻洞窟住居跡,田和山遺跡,金山(坂口)要害山城,古墳,墓所 名勝 美保の北浦,枕木山,木幡山荘 史跡及び名勝 菅田庵 史跡及び天然記念物 潜戸 天然記念物 大根島の溶岩隧道,第二溶岩隧道,多古の七ツ穴,築島の岩脈,志多備神社のスタジイ、千手院のしだれ桜,深原のケヤキ,ツバキ「花仙山」の原木
地域に根づく 伝統文化	左義長,とんど行事,墨付けとんど,禰家神事(神魂神社),節分祭,おもつつあん,花もちづくり,青柴垣神事(美保神社),八雲楽(熊野大社),お大師さん,亀尾神能,身隠し神事(八重垣神社),ホーランエンヤ,古伝神事(佐太神社),宍道祇園祭(れんげ祭),穂掛祭(揖屋神社),トーレトーレ御神事(平濱八幡宮),佐陀神能,奉納相撲(氷川神社),陣幕久五郎顕彰相撲(筑陽神社),蓼行列,ガッチ祭,諸手船神事(美保神社),島根町大漁節,関乃五本松節,島芝翫節
市民生活に根づく 茶の湯文化	食文化(料理・素材・茶菓子・お酒・出雲そば),生活文化(茶道・華道・書道),美術工芸(陶芸・漆工・木工),建造物・建築技術(茶室・庭)
小泉八雲が五感で感 じた松江の生活文化	民俗文化・民俗学(加賀の潜戸,怪談),国際発信(知られぬ日本の面影,神々の国の首都),オープンマインド(開かれた精神,多文化共生),小泉八雲記念館,小泉八雲旧居,城山稻荷神社,清光院,大雄寺
市民とともに育む 文化芸術活動	松江市文化協会加盟団体(洋画島根洋画会松江支部,Funkotsu,松江水彩画会,新樹社水墨画水墨画同好会,松江水墨画研究会書道松江書道会,創島書道会篆刻甲子会写真松江写心会,しまねデジタルフォトクラブ,松江写真作家協会工芸松江市民工芸の会デザイン島根デザイン連盟松江支部ちぎり絵松江ちぎり絵サークル合唱松江市民合唱団,松江プラバ少年少女合唱隊,プラバ・ミューズコール,女声合唱団

	まつえコールブルー,混声合唱団 みずうみ,のぎキッズコーラス,千の歌の会^{器楽}松江ウインドアンサンブル,The Tomorrow Girls,G. M. C. クインティナ,Tオアシス an オーケストラ,島根ピアノ同好会, 山陰アマチュアギターネットワーク,山陰フィルジュニアオーケストラ,島根ホルンクラブ,ひがしいずもブラス,山陰フィルハーモニー管弦楽団,ぽっかぽか♪わおん,全日本ピアノ指導者協会(ピティナ)松江ステーション^{大正琴}琴城流大正琴松江支部^{尺八}山陰尺八道場,都山流松江分会 ^{箏曲}琴・アンサンブル”華”,ひのくら会,現代邦楽合奏団いとたけ^{謡曲}松江観世会,松江喜多会,松江宝生会,松江井上松聲会,松江観信会,山陰でお能を楽しむ会@しまね^{吟詠}清吟堂吟友会松江ブロック^{太鼓}東出雲太鼓 夢玄^{浪曲}iPad浪曲愛好会松江^{日舞}美月波としやの会,西派藤間流貴藤会,かたばみ会,藤間流藤枝会,柳元流淞柳会,松江民謡連 竹内松子社中^{洋舞}瞳エコール・ドゥ・バレエ,若佐久美子バレエスクールラルジェス,ケイ. バレエスタジオ 山陰支部,アイレ・デ・フラメンコ,フラ ハラウ ピカケ テルヌマ武良範子スタジオ^{鑑賞}演劇鑑賞会 松江市民劇場,松江キネマ倶楽部,おやこ劇場松江センター^{落語}雲州ばんじまし亭^{演劇}劇団 Y プロジェクト,あしづえ^{郷土芸能}伝承ホーランエンヤ馬淵權伝馬保存会,伝承ホーランエンヤ矢田保存会,伝承大井ホーランエンヤ保存会,福富ホーランエンヤ保存会,大海崎伝承ホーランエンヤ保存会,八重垣神社身隠し神事,松江市整行列保存会,関乃五本松節保存会,亀尾神能保存会,高祖寺奥の院大日堂御頭行事保存会,平濱八幡宮トーレトーレ御神事,魚瀬左吉兆とんど行事,佐陀神能保存会^{郷土研究} 松江藩の文化を愛する会,むらくも笛友会,東出雲の歴史・史跡を探索する会,松江・出雲弁保存会,いづもナンキン振興会^{文学}八雲会,山陰文藝協会,山陰日本アイルランド協会^{川柳}松江川柳会^{茶道}公益財団法人 煎茶道方円流島根支部,不味流大円会,不味流不味会^{華道}華道家元池坊松江支部,一般財団法人 小原流松江支部,草月流島根県東ブロック,日本生花司 松月堂古流島根支部^{園芸}松江盆栽同好会,山陰カメラアンクラブ^{囲碁}日本棋院松江支部^{将棋}日本将棋連盟 松江棋翔会支部^{レクリエーション}まつえレクリエーション協会,睦月歌謡会),公民館のサークル活動,市民文化祭,市民美術展,水燈路
伝統文化芸術活動の拠点となる施設	安部榮四郎記念館,出雲玉造資料館,鹿島歴史民俗資料館,かんべの里,来待ストーンミュージアム,県民会館,県立美術館,興雲閣,ごうぎんカラコロ美術館,公民館,しいの実シアター,島根大学旧奥谷宿舎,島根大学総合博物館アシカル,市民活動センター,資料館,田部美術館,図書館,風土記の丘,プラバホール,松江先人記念館・雑賀教育資料館,メテオプラザ(美保関海の学苑ふるさと創生館),歴史館
宍道湖・堀川・中海等の松江的景観	宍道湖・中海,しじみ漁,朝日,朝もや,雲間から差し込む陽光(薄明光線,天使の梯子),夕陽,水郷祭,日本海,海水浴場,漁火,薬用人参・牡丹畑,干し柿小屋,湯けむり,星上山から見る夜景,ホタルのいる光景,夜光虫が寄る海,田園風景,電車と湖の風景,水のある景色,文人墨客が描いた情景

(4) 六つの取組の視点イメージ

【六つの取組の視点のイメージ】



一松江の伝統文化芸術を柿の木に例えた場合—

市民は、柿の木があることは知っているけれど、この柿がいつから植わっているのか、誰が世話をしているのか、甘いのか渋いのかよくわからない状態。

市・市民・伝統文化芸術活動者・教育機関・事業者等の関係者は、柿の木の情報や現状をきちんと「知る」と「伝える」ことで「育てる」ことができる。「知り・育てる」ことが行き渡ると「伝える」ことのできる市民が増える。

柿の木を「伝える」ことができる人が「創造する」ことにより新たな価値を生み出す。今までなかった新しい文化が育つこともあるし、たまたま流れ着いたヤシの実が、風土が合って根付き育つこともある。

伝統的なものや「創造」されたものを「活用する」ことで、人とのつながりを生み出したり、お金を稼ぐことができる。

柿の木の周りを草刈りや土壌改良をする人もいれば、柿祭りへの参加などで「支援（支える）」する場合もある。すべてを効率的に循環させることで、柿やヤシの木を守り育てていくことができる。

